

陳述書

1、当職は、昭和60年4月に和歌山弁護士会に弁護士登録し、その後、和歌山弁護士会副会長、民事介入暴力及び非弁護士活動対策委員会委員長、高齢者・障害者支援センター運営委員会委員長などを務めました。

弁護士以外の活動としては、わかやまNPOセンター理事長、和歌山県社会福祉協議会理事、和歌山県新しい公共支援事業運営委員会委員等も務めてきました。

現在、和歌山市内で「あすか総合法律事務所」を経営しておりますが、この法律事務所には、当職以外に太田達也弁護士と重藤雅之弁護士の2名の弁護士が所属しております。

2、今回、当職らが(有)銀徳らから受任した「和ネット」掲示板上の名誉毀損事件（相手方 [REDACTED]）に関して、被告吉田益夫から悪質な名誉毀損・信用毀損・弁護士業務妨害行為（以下、「本件弁護士業務事件」という。）を受けましたので、以下これについて陳述致します。

本件弁護士業務妨害行為は、当職らが「和ネット」管理者である被告吉田益夫に宛てた(有)銀徳らの名誉毀損記事の削除請求に対し、被告吉田益夫がこれに対応すべく、和歌山弁護士会に対しデタラメな弁護士懲戒請求を出したばかりか、これを自らの「和ネット」掲示板に『あすか総合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求』といったタイトルのスレッドを次々と立ち上げ、自ら作成した懲戒請求書をそこに公開するという方法で当職らの名誉・信用を毀損し、弁護士業務を妨害するという方法を取ってきたのです。

3、被告吉田益夫の主宰する「和ネット」掲示板は、これまで多くの人々の名誉毀損記事を掲載し、善良な人々を泣かせてきた悪の温床とも言うべき掲示板で、人々の名誉毀損記事を面白おかしく掲載し、その広告収入で飯を食っているようなサイトです。

その証拠に、和ネットでは、名誉毀損・業務妨害記事を掲載しておきなが

ら、その削除を求めるのに基本料金（5投稿まで）30,000円を要求するなど、全くふざけた対応をしています。他人を中傷する記事を掲載しておきながら、それを削除するのに金まで取ろうというのですから、盗人猛々しいにも程があります。（添付資料）

4、本件は、平成26年2月19日に当職らが(有)銀徳らの代理人として、「和ネット」掲示板の管理者である被告吉田益夫に対し、「和ネット」掲示板の(有)銀徳らに関する名誉毀損記事の削除を請求したことから始まりました。（甲1、2号証）

当職らは、ネット上で名誉・信用を毀損されている犯罪被害者からその救済を求められ、弁護士として当然なすべき業務を行ったものですが、「和ネット」掲示板に掲示されていた██████の投稿記事というのは、誰が見ても名誉毀損・業務妨害罪を構成する誹謗中傷記事であることが分かるようなものでした。（甲1号証）

良識を持ったネット掲示板の管理者であれば、このような請求を弁護士から受ければ、すぐにその誹謗中傷記事を削除するのが普通です。実際、本件に関連して、██████は、「和ネット」掲示板以外にB R U N A S Y S T E M管理の「爆サイ.com関西版」やサイバーエージェント管理の「Ameba」にも同様の誹謗中傷記事を投稿していましたが、この2つの管理者は、当職らからの送信防止依頼に対し、すぐに削除措置を取ってくれました。

ところが、被告吉田益夫だけは、下記のとおり屁理屈を並べ、この尾園晋造の(有)銀徳らに対する誹謗中傷記事の削除請求には全く応じず、これを掲載し続ける姿勢を示してきました。（甲3号証）

記

（回答内容）依頼に同意できません。

（回答の理由）投稿者として貴殿方が特定している人物に事情を伺ったところ、当サイトで投稿されている内容の大半は、その人物の主張、意見と合致しているのを確認しています。その人物は、自分の主張、意見は名誉毀損・信用毀損に該当していないとして、裁判で争うという意思も確認し

ています。

そのため、当サイトとしては、貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争に関しての司法の判断によって処置を行うのが妥当と判断しています。

5、この [REDACTED] の(有)銀徳らに対する投稿記事というのは、一見して名誉毀損・信用毀損となるような記事であり、それが犯罪を構成するものであることは容易に分かるようなひどい内容でした。

従って、「和ネット」掲示板管理者である被告吉田益夫が何故その削除に応じないのか分かりませんでしたが、[REDACTED] と何らかのつながりがあるとしか思えませんでした。いずれにしても被告吉田益夫がこの [REDACTED] の誹謗中傷記事を「和ネット」掲示板に掲載し続けるということは、[REDACTED] の犯罪行為を帮助する行為に外ならず、(有)銀徳らに対する名誉毀損行為の共犯者となるものでした。被告吉田益夫のこの違法記事の削除要請に応じない理由として述べてきた内容も、支離滅裂なデタラメなものでした。(甲3号証)

ところが、この被告吉田益夫は、当職らからの違法記事の削除要請に応じないばかりか、和歌山弁護士会に対し弁護士懲戒請求までしてきたのでした。

(甲5号証) 弁護士懲戒請求を出せば当職らが恥み、この削除要請を撤回するとしても考えたのかもしれません、実に愚かしいものでした。

その懲戒請求の理由として挙げていた内容も、虚偽の事実を並べ立て、意味不明の内容を書き連ねただけのもので、典型的な懲戒申立濫用行為と目されるものであり、当職らの弁護士業務を妨害するためのものであることは明らかでした。

社会正義と人権擁護を使命としている弁護士に対し、これを良しとしない不法勢力がその業務を妨害するため弁護士懲戒申立を濫用する事例が増えてきていますが、弁護士会でもこれら濫用事例に対しては、懲戒請求者を虚偽告訴罪（刑法第172条）で告訴したり、不法行為損害賠償請求等で毅然と対応するよう指導し、弁護士業務妨害対策マニュアルまで作成しています。

6、この被告吉田益夫は、当職らに対するこのような嫌がらせ行為（懲戒請求濫用）に留まらず、これを自らの「和ネット」掲示板にまで掲載し始めたのであります。

被告吉田益夫は、このような方法を示し、当職らだけでなく、他の弁護士に対しても、「和ネット」掲示板の違法記事は簡単には削除できないことを示そうとしたのかもしれません、それは被害者救済を目的とした正当な弁護士業務への牽制行為に他なりません。

単なる金儲けの材料として「和ネット」掲示板に誹謗中傷記事を掲載し続け、その削除を求める弁護士らに対してこのような悪質な業務妨害行為を行うことは、法と秩序を守る司法に対する挑戦と言わざるを得ません。

7、当職らは、被告吉田益夫に対し、平成26年4月14日付で和歌山地方検察庁検事に対し、名誉毀損罪（刑法第230条）、信用毀損・業務妨害罪（刑法第233条）で刑事告訴し、現在山口真司検察官の下で捜査が行われているところですが（甲6号証）、当職らは、現在もなお被告吉田益夫による悪質極まりない名誉毀損・信用毀損・業務妨害の被害を受け続けています。

ちなみに、本件の発端となった████████に対する名誉毀損事件については、平成26年11月19日、████████も自らの罪を認め、侮辱罪で略式罰金の刑を受けています。

8、ところが、被告吉田益夫だけは、平成26年7月31日付で和歌山地方裁判所から当職ら並びに当事務所の名誉・信用を毀損する記事削除の仮処分決定が出されたにもかかわらず、その後も次々と別のスレッドを立ち上げるなどして、裁判所の決定を嘲笑うかのように「和ネット」掲示板を使って違法な犯罪行為を繰り返しております。

このように、被告吉田益夫の本件犯罪行為は確信犯であり、「和ネット」掲示板上の個別のスレッドの削除を裁判所が命じたとしても、被告吉田益夫は同様の内容の掲示板や告知板を立ち上げ、名誉毀損・信用毀損・業務妨害行為を繰り返してきます。

被告吉田益夫は、和歌山地方検察庁の山口真司検察官を完全になめているようで、この被告吉田益夫の違法行為を封じるには、厳重な刑事罰を与える以外にはないと考えます。

昨今のネット社会における誹謗中傷記事による人権侵害行為は甚だしく、中には自殺者まで生んでいる現状に対し、ようやく社会もその規制の必要性を認識し、掲示板の主宰者の責任（帮助犯）についてもその刑責を問い合わせたところですが、本件における被告吉田益夫のやり口というのも、実に質の悪い行為と言えます。

9、被告吉田益夫は、本件仮処分事件（甲7号証）の審尋において、「投稿を削除した場合、書き込み記録にあるIPアドレス、付帯情報が消失し、捜査機関が証拠を持って投稿者を特定するのが困難になるため、当職らの要求に従って削除した場合、自分に証拠隠滅・捜査妨害の疑いがかけられる」といった屁理屈を述べました。

そこで、すかさず当職が、「あなたは、██████の投稿記事が犯罪であることを認めるのか。」と問うと、被告吉田益夫は、答えに窮してしまったのであります。

語るに落ちたとは正にこのことで、被告吉田益夫には違法な投稿記事を削除しないで放置しておくことについて、正当な理由がないことを認めたも同然でした。口では表現の自由などと偉そうなことを言っていますが、「和ネット」掲示板にイスラムや右翼などを誹謗中傷するような記事が投稿されれば、すぐに削除してしまうことは目に見えています。被告吉田益夫が放置する誹謗中傷記事というのは、所詮弱い善良な個人の誹謗中傷記事に過ぎず、それも金儲けの材料として面白おかしく誹謗記事を掲載しているだけの話であつて、表現の自由など考えているような男ではありません。

10、被告吉田益夫は、和歌山市十番丁72番地の「カサ・デ・まるのうち」201号室に一人で居住し、同所で「和ネット」の仕事をしていますが、見るべき資産もなく、金銭賠償に対しては取られるものはないと高をくくってお

り、それだけに質の悪い人物と言えます。

本件についても、被告吉田益夫は、仮処分決定後も、別のスレッドを立ち上げるなどして、当職らに対する違法な懲戒請求書等のリンクを貼り、裁判所の削除命令を逃れようとしています。その上、削除を命じられたことを「和ネットライブラリー」なる告知板において告知し、その中で、新たに立ち上げた同じような内容の掲示板にリンクを貼るという方法をとります。このような脱法的な方法が認められる限り、何度仮処分命令や判決を得ても実効性が乏しいと言えます。

このような被告吉田益夫の脱法行為を封じるためにには、本件訴訟において請求の趣旨2項の認容判決が必要不可欠と言えます。

逆に本裁判で今後の違法行為が禁止されなければ、被告吉田益夫は、その判決の内容を公開する掲示板を立ち上げ、その中で再度上記の懲戒請求書等にリンクを貼ることは目に見えています。

被告吉田益夫が次々とスレッドを立ち上げるなどして仮処分決定を逃れ、違法行為を繰り返してきた状況は、本件訴え変更申立書の請求の趣旨1項に記載したとおりであり（訴えの変更申立書添付の別紙資料のとおり）、これが被告吉田益夫のやり口であります。

前述したとおり、被告吉田益夫は、違法な書き込みであろうと、「消して欲しければ1スレッドにつき（最低）3万円を支払え」などと掲示板で告知しており、盗人猛々しい男です。たくさんのスレッドを立ち上げて名誉毀損行為をすればするだけ、それだけ吉田益夫の収入が増える仕組みにしているわけで、このように人を泣かせて資金稼ぎをさせるようなことは断じて許してはならないと考えます。

平成26年12月9日

吉田泰文

和歌山地方裁判所 御中



カスペルスキー《3,000円OFF》

この広告を見た方限定キャンペーンです。防御力・軽さ・速さ No.1ウイルス対策

和ネット検索

検索

ニュースヘッドライン

国内ニュース

全国紙・通信社

全国紙関西版

全国網放送局

在阪TV局

スポーツ紙・夕刊紙

海外ニュース

中華人民共和国

韓国・北朝鮮

東南アジア(含む台湾)・オセアニア

インド・西アジア

北米(アメリカ・カナダ)

南米・ロシア・ヨーロッパ

県内関係掲示板

2ちゃんねるスレッド一覧

最新書き込み順・作成スレッド順

Yahoo!和歌山掲示板

トピック一覧(全般・行政)

Yahoo!株式掲示板

県内本社所在地企業

東証1部上場

大証2部・JASDAQ上場

主要事業所県内所在企業

公益上場企業

一般上場企業

その他県内対象掲示板

まちBBS・爆サイ.com等スレッド・他掲示板リンク一覧

これらのキーワードがハイライトされています: 削除

和ネットでは、名誉毀損・業務妨害と主張される方に対する送信防止措置の手数料等を以下のように定めます。

1. 基本料金(5投稿用) 30,000円

されば、スレッド単位で表すので、複数のスレッド指定の場合はスレッドごとに基本料金が適用されます。

例1. 対象が表題Aのスレッド、表題Bのスレッド(スレッド単位)で、表題Aのスレッド3投稿、表題Bのスレッド4投稿の場合

基本料金 $30,000\text{円} \times 2 = 60,000\text{円}$

2. 5投稿を超える部分については、1投稿について3,000円

これはスレッド単位で、1スレッドで5投稿以内であれば適用しません。

例2. 対象が表題Aのスレッド(スレッド単位)で、7投稿の場合

基本料金 $30,000\text{円} + \text{追加}2\text{投稿} \times 3,000\text{円} = 36,000\text{円}$

例3. 対象が表題Aのスレッド、表題Bのスレッド(スレッド単位)で、表題Aのスレッド3投稿、表題Bのスレッド4投稿の場合

基本料金 $30,000\text{円} \times 2 = 60,000\text{円}$

例4. 対象が表題Aのスレッド、表題Bのスレッド(スレッド単位)で、表題Aのスレッド6投稿、表題Bのスレッド3投稿の場合

基本料金 $30,000\text{円} \times 2 = 60,000\text{円}$

この場合、表題Aのスレッド6投稿は、1スレッド5投稿を超えるが、2スレッド対象なので、 $5\text{投稿} \times 2 = 10\text{投稿}$

基本料金内とします。

例5. 対象が表題Aのスレッド、表題Bのスレッド(スレッド単位)で、表題Aのスレッド6投稿、表題Bのスレッド7投稿の場合

スレッドA 基本料金 $30,000\text{円} + \text{追加}2\text{投稿} \times 3,000\text{円} = 36,000\text{円}$

スレッドB 基本料金 $30,000\text{円} + \text{追加}1\text{投稿} \times 3,000\text{円} = 33,000\text{円}$

合計 $69,000\text{円}$

3. 下記の項目については、手数料は、適用されません。

(1) 刑事事件に関する投稿で、所轄警察署の生活安全課等捜査機関が、事実無根であるとの所感があるとき。

これは、回答書にその旨、記述します。

(2) 一般個人のプライバシー侵害にあたる場合。





和歌山東急イン
関西国際空港からリムジンバスで約5分、和歌山...

高野山・橋本



宿坊 遮那院(へんじやういん)
金剛峯寺まで徒歩6分。
チ...

有田・御坊・日高



きのくに中津庄
自然に囲まれ、木のぬくもりのあるお宿で、ゆっく...

白浜・龍神・南部・田辺



季楽里・龍神
季楽里バスターミナル下車徒歩0分。日本三美人の湯龍神温泉...

本宮・新宮・中辺路

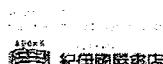


山水館 川湯みどりや
河原の露天風呂は爽快感。夜は星空を見上...

勝浦・串本・すさみ



リゾート大島
開放感と木の温もりいっぱいのアートリゾート♪...



紀伊國屋書店週間ランキンギ
單行本 文庫本 新書



タワーレコード 最新チャート



県内賃貸マンション・アパート情報
和歌山市 海南市 岩出市
紀の川市 橋本市 有田市
御坊市 田辺市
紀美野町 かつらぎ町 湯浅町
九度山町 有田川町 広川町

和ネットでは、公人、準公人、著名人に対する投稿がほとんどなので、これに該当する投稿は

ほとんどないでしょう。公人、準公人、著名人に対しては、1. と2. が適用されることになります。

(3)その他、(1)、(2)に準じるもの。

たとえば、職員の不正、不祥事等の投稿で、官公庁、自治体の責任のある部署が調査の結果、

事実無根ということで、官公庁、自治体の責任のある部署が文書をもって依頼を行う場合。

上記の(1)、(2)、(3)場合は、投稿データは完全消去となり、投稿が復活することはありません。

4. 送信防止措置を取るにあたっては、以下のことを了解してもらいます。

これは、和ネットが送付する書式にてある程度は反映されています。これは、3.項の場合も同じです。

(1)違法性阻却事由のある投稿や、違法性のない投稿について送信防止措置を行っているのが、判明したときには、

依頼者は、投稿者に対して、損害賠償請求の権利が発生する

(2)送信防止措置を行った違法性阻却事由のある投稿や、違法性のない投稿と主張する投稿者と主張する者が、送信防止

措置依頼者の情報開示を請求した場合、管理者は依頼者の個人情報の開示を行う。

(3)和ネットは、当事者ではなく、第三者である。

5. 送信防止措置依頼

送信防止措置手数料の必要性については、送信防止措置依頼を依頼者が提出前に和ネットと依頼者の間で話しを行います。

話し合いで、送信防止措置に手数料が必要だと和ネットが判断した場合は和ネットは、依頼者に伝えます。

話し合いのない状況で送られて来た送信防止措置依頼については、3.項に該当しない限りは、送信防止措置は不可とする回答書が出来ることになります。

(法定代理人による、通知書による送信防止措置依頼は、3.項に該当しない限りは、裁判所への仮処分申立による対処が前提となります。)

6. 送信防止措置の手数料の請求、支払い、送信防止措置の執行

送信防止措置の手数料については、請求書をFAX、郵便等で送付しますので、請求書に銀行の口座番号、口座名義を指定します。請求書記載の銀行口座に手数料の振り込み確認後、送信防止措置を取ります。

(回答日前日までに入金確認の場合、回答日、回答書送付前、それ以後の場合回答日以後に措置を行います。)

なお、送信防止措置を取った後は、発信者情報は和ネットから消失します。

7. 送信防止措置の可否

送信防止措置の可否については、従来どおり回答書を送付します。回答書発送以前に、送信防止措置手数料の請求書が送付されることになりますので、送信防止措置完了後は、データ保管料受領書又は領収書を回答書にかえさせてもらいます。

回答書発送までに、手数料の振込みが確認できないので送信防止措置が取れない場合、依頼者の連絡を待つて処置する等の記載となります。

8. データの保存

有料削除データについては、削除した後、データを保管することになります。保管期間は、最長で3年間。

有料となる料金は、このデータ保管料金と投稿復活が主ということになります。

旦高町 美浜町



官公庁オークション

不動産(和歌山県内)

土地 マンション

一戸建て その他

チケット・金券・宿泊予約
興行チケット(和歌山県内)

施設利用券(和歌山県内)

乗車券・交通券 ギフト券

プリペイドカード 整理券・予約券

宿泊予約



チケット・金券

興行チケット

遊園地・施設(近畿エリア)

宿泊券・優待券・ギフト券



3年間の間に依頼者、投稿者間で問題が発生して解決したときには
、データは完全消去か 投稿復活と
いう処置で、この有料措置は終了します。
これは名誉毀損の公訴時効の3年を基準にしています。
また、発信者情報開示等の理由で、保管データを依頼者、あるいは
、依頼者の 合意の上で検査機関に引き渡した時点で保管期間は満
了します。

9. 投稿の復活

投稿復活については、当事者間の話し合いで合意すれば、データ復
活を行うが、復帰に際して、投稿復活手数料(技術料)を1投稿に
つき1,000円、依頼者に負担してもらいます。(当事者合意の署
名、捺印のある別途依頼書が必要です。)

10. 本件については平成26年(2014年)7月30日より施行しま
す。

なお和ネットに対する問い合わせ先は下記のリンクを参照してくだ
さい。

<http://www.wa-net.net/modules/xpwiki/?和ネットについて>

Counter: 150, today: 4, yesterda

y: 0

初版日時: 2014-07-28 (月) 23:3

0:25

最終更新: 2014-09-13 (土) 21:0

1:06 (JST) (80d) by admin

| | |
|---------|-----------------------------------|
| ページ | 名誉毀損・業務妨害等と主張される方の送信防止措置依頼に対する手数料 |
| ページ名 | 未設定 |
| 別名: | |
| ページオーナー | admin |
| : | |
| グループ | すべての訪問者 |
| ユーザ | すべての訪問者 |
| ユーザー: | |
| グループ | すべての訪問者 |
| ユーザ | すべての訪問者 |
| ユーザー: | |

サイト管理者: admin